



## 1. 開催日

令和2年1月28日(火)、2月3日(月) 延べ2日間

## 2. 聴取団体等

健康増進法改正の際の、国におけるヒアリング実施団体等を参考として、法改正により影響があると思われる県内の26団体に通知し、18団体が参加

1月28日 県歯科医師会等 8団体

2月3日 県たばこ販売協同組合等 10団体

その他、ヒアリングには参加できないと回答のあった、県中小企業団体中央会等3団体からは、骨子案(たたき台)に対するコメントが出された。

## 3. 意見の概要(コメント含む21団体の内訳)

(概ね)賛成 10団体／21団体(47. 6%)

(概ね)反対 8団体／21団体(38. 1%)

どちらでもない 3団体／21団体(14. 3%)



番号	団体名	意見	内 容
1	県医師会	賛成	・条例化は賛成。もう少し厳しくしてもいい。 ・制度の周知は、もっと広く行うべき。
2	県歯科医師会	賛成	・喫煙は歯科治療にも影響がある。環境も徐々に整ってきているので条例化を進めるべき。
3	県薬剤師会	賛成	・以前から禁煙治療の取組を進めてきた。条例化は賛成。 ・たばこ農家の子どもに対するいじめの問題もあると聞いている。受動喫煙対策と並行して進めていく必要があるのでは。
4	県看護協会	賛成	・県民の健康を考えた場合、受動喫煙対策は非常に重要。条例化は賛成。早期に制定すべき。 ・だいぶ減ったが、看護師の喫煙率が高いことが悩みの種。(現在は7%台)
5	県老人福祉協会	(概ね)賛成	・当団体は、主に特養を経営している社福法人が多く、入居者の重度化も進んでいることから、部屋で煙草を吸う人はほぼいない状況。条例骨子案については特に意見はない。
6	日本認知症GH協会青森県支部	賛成	・施設で煙草を吸っている人は減少傾向。吸わせているとしても、玄関先等目の届くところで吸わせているところが多い。 ・条例骨子案について特に意見はない。
7	県タバコ問題懇談会	賛成	・H31.2.6に県と県議会に「受動喫煙防止条例の制定に関する要請」の文書を提出しており、その要請を実現していただきたい。 ・条例骨子案についてはまだまだ物足りない部分もあるが、方向性が一緒であれば、団体としても協力していきたい。



番号	団体名	意見	内容
8	県経済同友会	賛成	・全体的に、このとおり進めていただいていると考えている。
9	県商工会連合会	賛成	・賛成します。(コメント)
10	県美容業生活衛生同業組合	賛成	・当組合としては、受動喫煙防止条例骨子案(たたき台)について全面的に賛成です。できれば、「子供・妊婦を受動喫煙から守る規則」の項目で、『～通学路や公園等公共的な場所において受動喫煙を生じさせることのないよう努める～』とありますが、通学路や公園等公共的な場所だけではなく、全ての屋外(駅、コンビニ・百貨店ほか人が集まる場所)で受動喫煙を生じさせることのないようにしていただきたくご要望します。(コメント)



番号	団体名	意見	内容
1	県公衆浴場業生活衛生同業組合	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間をかけて考えるべき。性急な条例化は反対。</li><li>・公衆浴場業界は、少子化等の関係もあって客足が減ってきており、現在も経営が厳しい状況。そのため、喫煙室を設ける余裕があるところは少ないと思う。</li></ul>
2	県旅館ホテル生活衛生同業組合	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・改正健康増進法の対応については、以前から組合員への積極的な周知を行っており、その甲斐あってか、専用の喫煙室を設けるところも多くなっている。</li><li>・そうした中で、努力義務とは言いつつ、後出しじゃんけんのように入例化を進めることについては納得できないし、組合員に対しても説明がつかない。条例違反をしている団体となってしまう。</li><li>・まずは、法施行をきちんと進め、条例はしばらく様子を見てから検討すべき。若しくは経過措置を設ける等の検討をお願いしたい。</li></ul>
3	県たばこ販売協同組合	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・まずは改正健康増進法の施行に注力すべきであり、条例化は時期尚早と考える。</li></ul>
4	県たばこ耕作組合	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国第3位の耕作面積を持ち、耕作者も800名弱がいる本県では、この条例化による影響は大きいし、骨子案の内容的にもハードルが高いのではないかと。</li></ul>
5	県料理飲食業生活衛生同業組合	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・当組合では、労働局の補助金を使って喫煙室を設けるところも大分多くなっているが、5年間使用しないと補助金返還となるようである。</li><li>・条例は時期尚早。まずは法施行を優先すべき。</li><li>・未成年従業員の対応についてはきちんと周知している。</li></ul>



番号	団体名	意見	内 容
6	県遊技業協同組合	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・法が認めている喫煙専用室を排除し、一律の規制を設けることは、事業者の多様性が考慮されておらず、断固として反対。まずは法の周知・啓発を徹底すべき。</li><li>・秋田県、山形県でもパチンコホールは規制対象から外されている。</li><li>・既に高額のコストをかけて喫煙専用室を設けているところも多い。</li><li>・罰則がないとしても、条例に反している事業所との烙印が押されることはイメージダウン。</li></ul>
7	県すし業生活衛生同業組合	(概ね) 反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・外食産業が低迷している状況であり、店を継続するので精一杯のところが多い。正直、改正法への対応すらとまどっている状況。</li><li>・そのため、もう少し制度の理解が進んでから条例化を考えてもいいのではないかと。</li></ul>
8	県中小企業団体中央会	反対	<ul style="list-style-type: none"><li>・私的な考えと断ったうえでの見解となりますが、国の法律に基づいた喫煙場所の設置が適切と考えます。喫煙者が喫煙場所を求めて問題が生じることもあり得るので、喫煙者の場所を確保するよう、ある程度の措置を講じてはいただけないでしょうか。旅館ホテルをはじめとする商業施設では客離れにならないでしょうか。(コメント)</li></ul>



番号	団体名	意見	内 容
1	日本労働組合 県連合会	どちら でもな い	・組織として方向性は決めていない。たばこは嗜好品であり、喫煙できるようにするかどうかについては、基本的に、それぞれの事業所において労使交渉の結果決めるべきもの。
2	県経営者協会	どちら でもな い	・喫煙できるようにするかどうかについては、基本的に、それぞれの事業所において労使交渉の結果決めるべきものであり、当協会として方向性を決めることは考えていない。
3	県理容衛生生 活同業組合	どちら でもな い	・理事会で了解をもらっていないので、正式な回答はできないが、組合の中でも賛否が分かれている。 ・個人開業の店がほとんどであり、喫煙室を設けるところはほぼないと思う。 ・お客様に対して、店側から原則屋内禁煙と伝えるのが課題。もっと周知をして欲しい。